

業務報告書

令和3年 4月 26日

提出日を記載する

岡山県知事 様

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期(期首・期末)を記載して下さい。個人の場合は「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」の記載となります。

直近の決算期
令和2年 1月 1日から
令和2年 12月 31日まで

登録番号
提出時点の番号
を記載する

・住所
登録申請書に記載した住所、商号、氏名等を記載する。
住所であり、営業所の所在地ではないので注意する。
(営業所の所在地で法人登記している場合等は営業所の所在地を記載する。)

届出者 登録番号
岡山県知事 (10) 第131300号
(郵便番号) 700-8570
住 所 岡山市北区内山下X丁目X-X
電話番号 (086)226-XXXX
商 号 株式会社 OX金融商事
又は名称

氏 名 代表取締役 岡山 太郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏名、商号
又は名称

連絡者
所 属 総務課
氏 名 岡山 果太郎

連絡先(作成担当者名)を必ず記載して下さい。

電話番号 (086)226-XXXX
内線13

業 務 報 告 書

目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳(除外貸付・例外貸付)
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 自己検証の状況
- 14 貸金業協会等への加入状況等

1～14までの全ての書類が揃っているか、必ず確認して下さい。(該当のない項目がある表も必ず提出して下さい。)

(記載上の注意)

- 1 各表の単位未満の端数は、切り捨てて記載する。
- 2 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位を切り捨て、第2位までを記載する。
- 3 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位(千円)未満の場合は「0」と記載する。
- 4 千円未満の端数切捨てにより、内訳の計と合計が合致しない場合は、内訳件数の最も多い区分の金額等を切上げるなどの方法によって調整し、内訳の計と合計が合致するよう記載する。
- 5 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。
- 6 業務報告書表題の期間[年 月 日から 年 月 日まで]は、提出業者の直近の決算期を記載する。

表紙の「連絡者」欄に連絡先(作成担当者)を必ず記載して下さい。
記載内容について問合せをすることがあるため、営業所で不在のことが多い場合は、必ず連絡が取れる携帯電話番号等を記載して下さい。

1 貸付金の種別残高

R3.3.31 現在の状況で記載すること。

貸付種別		件数・残高		残高		平均約定金利
		件数	構成割合	千円	構成割合	
		件	%	千円	%	%
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	90	90.00	9,400	29.94	29.20
	有担保 (住宅向を除く)	7	7.00	18,000	57.32	14.44
	住宅向	—	—	—	—	—
	計	97	97.00	27,400	87.26	19.50
事業者向	無担保	1	1.00	1,300	4.14	15.00
	有担保	1	1.00	2,000	6.37	15.00
	手形割引	1	1.00	700	2.23	15.00
	計	3	3.00	4,000	12.74	15.00
合計		100	100	31,400	100	18.93
うち株式取得資金の貸付		—	—	—	—	—

表8、9の合計欄の件数・残高と必ず一致すること。

表2「個人」欄の残高と一致すること。

事業者向（無担保）の件数・残高は、表10、11の合計欄の件数・残高と一致すること。

貸付件数・構成割合

令和3年3月31日現在の契約件数（手形割引は保有件数）を記載する。

構成割合は、合計に対する割合を記載する。

貸付残高・構成割合

令和3年3月31日現在の、貸付残高の金額を記載する。（契約元本額ではない。）

千円未満は切り捨てて記載する。（縦合計を合せるため、金額が多い欄で調整すること。）

構成割合は、合計に対する割合を記載する。

平均約定金利

平均約定金利は加重平均により、小数点第2位まで記載する。

（第3位以下切り捨て）

平均約定金利の算出が不可能な場合は、推定値を記載する。

記載事項のない項目欄には「—」を記載する。

【加重平均による平均約低金利の算出方法（消費者向有担保の場合）】

・貸付利率が異なる場合に、各々の金利が全体に占める割合から平均金利を算出する。

・金利18.00%で200万円を5件貸付け、10.00%で400万円を2件貸付け、合計1800万円の貸付残高がある場合

①貸付金利ごとの合計に占める貸付額の割合を算出する

$$(200万円 \times 5件) \div 1800万円 \times 100 = 55.56\%$$

$$(400万円 \times 2件) \div 1800万円 \times 100 = 44.44\%$$

②算出したそれぞれの割合に約定金利を乗じたものを合計し、100で割る

$$((55.56 \times 18.00) + (44.44 \times 10.00)) \div 100 = 14.44\%$$

4 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。

5 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。

6 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

7 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。

8 「平均約定金利」の算出方法は、

「例：無担保貸付残高が55百万円、内訳29.2%で25百万円、26.0%で15百万円、20.0%で15百万円」

$$(25 \times 29.2\% + 15 \times 26.0\% + 15 \times 20.0\%) \div 55 = 25.81\%$$

なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

2 業種別貸付残高

業種別	先数		残高	
	件	%	千円	%
農業、林業、漁業	—	—	—	—
建設業	1	1.03	700	2.23
製造業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	1.03	2,000	6.45
卸売業、小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1	1.03	1,300	4.14
宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—
複合サービス事業	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	—	—	—	—
個人	94	96.91	27,400	87.27
特定非営利活動法人	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	97	100	31,400	100

事業用資金については、個人向けの貸付でもそれぞれの業種別の欄に記載する。

消費者向け貸付は、全て「個人」欄に記載する。

表1「消費者向計」の残高と一致する。

表1の残高合計と一致する

表1で記載したR3.3.31現在の貸付状況を、貸付先の「業種別」に分類するもの。

先数

- 貸付先を名寄せするため、件数と一致しない場合もある。
- 表1の「消費者向」は、すべて「個人」欄に記載する。
- 表1の「事業者向」を、相手先業種によって分類する。
- 「手形割引」も「貸付」と同様に、貸付に含めて分類する。

残高

- 各記入欄の千円未満は、切り捨てて記載する。
- 合計欄は、表1の残高合計と一致する。
- 端数切捨てて記載するが、縦合計を合わせるために、金額が多い欄で調整する。

項目に該当がない場合は「—」を記載する。

2

3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

4 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。

5 「個人」欄の残高は、表1の消費者向計の残高と一致する。

6 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。

7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

表3、4、5は貸付全体に関し、金額別・金利別・種別に分類して記載する

金額別	件数		残高	
	件数	構成割合	千円	構成割合
10万円以下	70	70.00%	5,400	17.20%
10万円超 30万円以下	20	20.00%	4,000	12.74%
30 " 50 "	—	—	—	—
50 " 100 "	—	—	—	—
100 " 500 "	10	10.00%	22,000	70.06%
500 " 1,000 "	—	—	—	—
1,000 " 5,000 "	—	—	—	—
5,000 " 1億円以下	—	—	—	—
1億円超 5 "	—	—	—	—
5 " 10 "	—	—	—	—
10 " 100 "	—	—	—	—
100億円超	—	—	—	—
合計	100	100	31,400	100
1件当たり平均貸付残高			314	

表1の合計欄と一致する

(記載上の注意)

- 貸付残高が自己資金(法人の場合は自己資
い場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)
高を記載した別途の表(任意様式)を併せて提
は別途の表の提出は不要)
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金
(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

平均貸付残高(残高合計÷件数合計)
を必ず記載する
31,400千円÷100件=314千円

と
な
残
易
合

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数		残高	
	件数	構成割合	千円	構成割合
1年以下	92	92.00%	11,400	36.31%
1年超 5年以下	8	8.00%	20,000	63.69%
5 " 10 "	—	—	—	—
10 " 15 "	—	—	—	—
15 " 20 "	—	—	—	—
20 " 25 "	—	—	—	—
25年超	—	—	—	—
合計	100	100	31,400	100
1件当たり平均約定期間			10月(0.8年)	

表1の合計欄と一致する

下記の算式により、1件当りの平均期間を必ず記載する。

平均期間 = 約定期間(月単位)毎にそれぞれの貸付件数を乗じたものの合計
(加重平均) 貸付件数の合計

$$\begin{aligned} \text{「1年以下」において6ヵ月が50件、12ヵ月が42件、「1年超5年以下」で2年が3件、3年が5件の場合} \\ = \frac{(6 \times 50) + (12 \times 42) + (24 \times 3) + (36 \times 5)}{50 + 42 + 3 + 5} = \frac{1056}{100} = 10.56 \text{月} = 10 \text{月} \\ \text{(10月} \div \text{12月} = 0.8 \text{年)} \end{aligned}$$

- 期間は約定期間による。
- 「1件当たりの平均約定期間」の算出方法
例:1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、
3年5件、5年超10年以下の6年3件、7年3件の場合
「1件当たり平均約定期間」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。
不良債権で長期化している場合も、
契約当初の約定期間で記載する。 (8.875→3.87)
- 貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。

5 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	千円	構成割合
	件	%	千円	%
10.0 %以下	—	—	—	—
10.0 %超 15.0 %以下	3	3.00	4,000	12.74
15.0 " 18.0 "	27	27.00	7,400	23.57
18.0 " 20.0 "	—	—	—	—
20.0 " 29.2 "	70	70.00	20,000	63.69
29.2 "	—	—	—	—
合計	100	100	31,400	100

平成22年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものを記載する。
 ※29.2%の場合は「20.0~29.2」の欄に記載する。

表1の合計欄と一致する

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

6 貸付金の種別残高(除外貸付・例外貸付)

貸金業法施行規則第10条の21・第10条の23・第10条の28で定める、総量規制の適用除外貸付又は例外貸付に該当する貸付について、それぞれ記載する。

貸付種別	件	%	千円	%	%	
除外貸付	施行規則第10条の21第1項第1号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の21第1項第2号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の21第1項第3号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の21第1項第4号で定める契約	1	6.67	50	0.79	18.00
	施行規則第10条の21第1項第5号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の21第1項第6号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の21第1項第7号で定める契約	2	13.33	3,000	47.25	15.00
	施行規則第10条の21第1項第8号で定める契約	3	20.00	700	11.02	14.00
	計	6	40.00	3,750	59.06	14.85
例外貸付	施行規則第10条の23第1項第1号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の23第1項第1号の2で定める契約	4	26.67	500	7.87	18.00
	施行規則第10条の23第1項第2号の2及び施行規則第10条の28第1項第1号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の23第1項第3号及び施行規則第10条の28第1項第2号で定める契約	4	26.67	100	1.57	18.00
	施行規則第10条の23第1項第4号及び施行規則第10条の28第1項第3号で定める契約	1	6.66	2,000	31.50	15.00
	施行規則第10条の23第1項第5号及び施行規則第10条の28第1項第4号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の23第1項第6号で定める契約	—	—	—	—	—
	計	9	60.00	2,600	40.94	15.69
	合計	15	100	6,350	100	

(記載上の注意)

合計(総合計)に対する割合を記載する。

- 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(法第13の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。)として内閣府令で定めるものをいう。
- 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。
- 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。
- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。
- 「平均約定金利」の算出方法は、
 (「例:無担保貸付残高が55百万円、内訳29.2%で25百万円、26.0%で15百万円、20.0%で15百万円」
 $(25 \times 29.2\% + 15 \times 26.0\% + 15 \times 20.0\%) / 55 = 25.81\%$
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。)

7 総量規制超過部分の貸付残高

貸付種別	件数・残高	件数	残高
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)		件	千円
		—	—

極度方式基本契約（リボルビング契約等）に基づき行われる極度方式の貸付について、基準額超過極度方式基本契約に該当する場合に記載する。
 （極度方式基本契約<リボルビング契約等）による貸付を行っていない場合は、「—」を記載する。）

（記載上の）

- 1 「総量規制超過部分の貸付残高」とは、法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査（途上与信）の結果、同条第5項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められた場合における、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額のうち、当該個人顧客に係る基準額を超える残高をいう。
- 2 「総量規制超過部分の貸付残高」は、本報告書作成時点で把握している直近の途上与信結果に基づき算定した当該個人顧客の基準額に対して、3月末時点の貸付残高が超過している額を記載する。

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

消費者向け無担保貸付がある場合に記載する

金額別	件数・残高		構成割合		高	
	件	千円	%	千円	%	
10万円以下	70		77.78	5,400	57.45	
10万円超 20万円以下	—		—	—	—	
20 " 30 "	20		22.22	4,000	42.55	
30 " 50 "	—		—	—	—	
50 " 70 "	—		—	—	—	
70 " 100 "	—		—	—	—	
100 " 150 "	—		—	—	—	
150 " 200 "	—		—	—	—	
200 " 300 "	—		—	—	—	
300万円超	—		—	—	—	
合計	90		100	9,400	100	
1件当たり平均貸付残高				104		

表1の消費者向け無担保貸付欄の件数・残高と一致する

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

平均貸付残高
(残高合計÷件数合計)
=9,400千円÷90件≒104千円
を必ず記載する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		構成割合		残高	
	件	千円	%	千円	%	
10.0%以下	—		—	—	—	
10.0%超 15.0%以下	—		—	—	—	
15.0 " 18.0 "	20		22.22	2,000	21.28	
18.0 " 20.0 "	—		—	—	—	
20.0 " 29.2 "	70		77.78	7,400	78.72	
29.2 "	—		—	—	—	
合計	90		100	9,400	100	

表1の消費者向け無担保貸付欄の件数・残高と一致する

平成22年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものについて記載する。
※29.2%の場合は「20.0～29.2」の欄に記載

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

10 事業者向け無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳

金額別	件数・残高		事業者向け無担保貸付がある場合に記載する	
	件	千円	構成割合 %	構成割合 %
100万円以下	—	—	—	—
100万円超 500万円以下	1	1,300	100.00	100.00
500 " 1000 "	—	—	—	—
1000 " 5000 "	—	—	—	—
5000 " 1億円以下	—	—	—	—
1億円超 5 "	—	—	—	—
5 " 10 "	—	—	—	—
10億円超	—	—	—	—
合計	1	1,300	100	100
1件当たり平均貸付残高		1,300 千円		

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向け無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

平均貸付残高
(残高合計÷件数合計)
=1,300千円÷1件=1,300千円

11 事業者向け無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳

金利別	件数		残高	
	件	構成割合 %	千円	構成割合 %
5.0%以下	—	—	—	—
5.0%超 10.0%以下	—	—	—	—
10.0 " 15.0 "	1	100.00	1,300	100.00
15.0 " 18.0 "	—	—	—	—
18.0 " 20.0 "	—	—	—	—
20.0 " 29.2 "	—	—	—	—
29.2 "	—	—	—	—
合計	1	100	1,300	100

表1の事業者向け無担保貸付欄の件数・残高と一致する

平成22年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものについて記載する。
※29.2%の場合は「20.0~29.2」の欄に記載する。

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向け無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

消費者向け無担保貸付がある場合に記載する

(1) 新規契約状況

	件数等		うち有人営業所等		うち自動契約機	
		件		件		件
新規申込件数	10	件	10	件	—	件
新規契約件数	2	件	2	件	—	件
新規契約率	20.00	%	20.00	%	—	%

年間を通じた、新規顧客の契約達成の状況を記載する。
 申込件数には、電話等による借入申込みも含む。(把握できる範囲でよい。)

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等		うち有人営業所等		うち自動契約機	
		千円		千円		千円
新規貸付総額	200	千円	200	千円	—	千円
新規貸付件数	2	件	2	件	—	件
新規平均貸付額	100	千円	100	千円	—	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2)

新規貸付があった場合は、表(2-1)に記載する。

新規貸付の金額等、詳細が把握できない場合は、(2-2)に記載する

(2-1) を記載した場合には、(2-2) の記載は不要である。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等	
当該年度貸付総額	—	千円
当該年度貸付件数	—	件
当該年度平均貸付額	—	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

13 貸金業協会等への加入状況等

1 貸金業協会に加盟している	1～12に加盟している項目がある場合は、○で囲む
2 指定信用情報機関に加盟している	
3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	
4 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している	
5 日本クレジットカード協会に加盟している	
6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている	
7 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)	
8 自動車関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)	
9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)	
10 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)	
11 質屋の許可を受けている	
12 公益社団法人リース事業協会に加盟している	
13 日賦貸金業者として登録されている	1～12のいずれにも該当が無い場合は必ず○で囲む
14 上記のいずれにも該当しない	
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること	
「指定信用情報機関」(JICC等の加入)については、この欄には記載しない。	

(記載上の注意)

- 1 1～14の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。